

# 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録について

# 募 集

岐阜県内で発生した散乱ごみは、その一部が河川を經由して海に流れ込んでおり、海のない県であっても、海洋汚染を防ぐためには、ごみの流出抑制や使い捨てプラスチック使用量削減の取り組みを進める必要があります。このため、県では「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録制度を創設し、プラスチックごみ削減に取り組む店舗、事業所の募集を開始します（プラスチックごみを削減していくため、登録制度への参加を募集します）。

**対象事業者** 県内の飲食物を提供する飲食店、小売店、企業等の食堂または環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所

**登録条件** プラスチックごみを削減するため、以下の取り組みを1つ以上行う事業者

- ① 繰り返し使える容器等を使用すること
- ② マイ容器に商品を提供すること
- ③ 使い捨てプラスチック製品の提供を中止すること
- ④ バイオプラスチックなどを原料とする環境にやさしい容器等の使用を推進すること
- ⑤ 使い捨てプラスチック製品の代替となる容器等を製造すること
- ⑥ その他、使い捨てプラスチック削減に向けた取り組みを行うこと

※ 登録の有効期間は3年。募集要件は、3年を目途に見直しを行う予定です。

**登録申請書** 岐阜県ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

**申し込み先** 岐阜県庁廃棄物対策課に郵送、FAXまたはメールで送付

**申請期限** 随時受付

**その他** 登録事業所には、登録証及び登録済ステッカーのほか、啓発用ポスターをお渡しします。また、県ホームページで、賛同いただいた事業所として紹介をします。

**問い合わせ先** 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 6階 岐阜県環境生活部廃棄物対策課総合対策係  
TEL：058-272-8214 FAX：058-278-2607 メール：c11225@pref.gifu.lg.jp

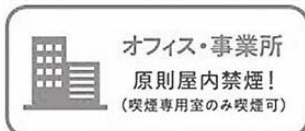
## 令和2年4月から 事務所、店舗、工場などの屋内禁煙が義務化されます

清流の国ぎふ

岐阜県からのお知らせ

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が改正され、令和2年4月1日から、事務所、店舗、工場などの屋内は、法の基準を満たした喫煙専用室を除き、屋内禁煙が義務化されます。なお、小規模な飲食店には経過措置が設けられています。

受動喫煙防止のため、事業主をはじめみなさんのご理解とご協力をお願いします。



令和2年4月1日 義務化



令和2年4月1日 義務化



令和元年7月1日 義務化

(小規模店には経過措置があります。)

法改正の  
ポイント

- ・喫煙専用室等を設置される場合には、技術的基準を満たす必要があります
- ・20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアは立入禁止となります
- ・施設に喫煙設備がある場合、標識の掲示が義務付けられます
- ・義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります

【問い合わせ先】

厚生労働省 受動喫煙対策に係るコールセンター（TEL 03-5539-0303）  
または 関係保健所 健康増進課（TEL 0575-33-4011(内線358)）まで

詳しい情報はこちらへ(岐阜県HP)

岐阜県受動喫煙防止対策について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/tabaco-taisaku/11223/jyudoukitsuensuboushi.html>

